

地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタル放送は、既に2006年12月、全都道府県・全放送事業者の親局において開始され、国においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定し、2011年7月の地上アナログ放送終了期限に向けて、最終段階の取組が行われているところである。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。今後3年余の間で、デジタルテレビの普及等を推進することにより、受信に未対応の世帯も含め、完全移行を実現することは難事業と考える。

とりわけ、地上デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済的弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信機器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められる。

よって国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地上デジタル放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」等を各地域ごとに整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局整備や難視聴地域の解消について、地方自治体の過度の負担とならないよう、放送事業者等との調整を図るとともに、地方自治体の負担が生じる場合の支援策について新設も含め拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月4日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長　あて
内閣総理大臣
総務大臣